

(第一類 第九号)

第三十四回国会 議院

商 工 委 員 会 議 錄 第十号

（一四六）

昭和三十五年三月一日(火曜日)

午前十時三十三分開議

出席委員

委員長 中村 幸八君

理事大島 秀一君

理事小平 久雄君

理事南 好雄君

理事田中 忠久君

理事松平 武夫君

岡本 茂君

伊平君

始閑

板川

榎井

和田

山下

正吾君

榮一君

正信君

正美君

昇君

八木

内田

常雄君

原田

憲君

福井

政男君

橋井

板川

櫻井

和田

博雄君

山下

榮二君

正吾君

正信君

正美君

昇君

八木

内田

常雄君

原田

憲君

福井

政男君

出席政府委員

重油ボイラの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律案(内閣提出第三一号)

止する法律案(内閣提出第三一号)

減失鉱業原簿調製等臨時措置法を廃止する法律案(内閣提出第一号)

アジア経済研究所法案(内閣提出第八一号)

減失鉱業原簿調製等臨時措置法を廃止する法律案(内閣提出第八一号)

減失鉱業原簿の調製等が完了したため、減失鉱業原簿調製等臨時措置法を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(昭和二十五年法律第二百六号)は、地域との貿易の拡大及び経済協力の促進に寄与することを目的とする。

第一条 アジア経済研究所(以下「研究所」という。)は、法人とする。

(法人格)

第二条 アジア経済研究所(以下「研究所」という。)は、法人とする。

(法人格)

第三条 研究所の事務所は、東京都に置く。

(事務所)

第四条 研究所の資本金は、一億円と研究所の設立に際し政府以外の者が出資する額の合計額とする。

(資本金)

第五条 研究所の資本金は、一億円と研究所の設立に際し政府以外の者が出資する額の合計額とする。

(資本金)

第六条 研究所の設立に際し前項の一億円を出資するものとする。

(資金)

第七条 研究所は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

(定款)

第一条 目次

第二章 アジア経済研究所法

第三章 アジア経済研究所法

第四章 アジア経済研究所法

第五章 アジア経済研究所法

第六章 アジア経済研究所法

第七章 アジア経済研究所法

第八章 アジア経済研究所法

第九章 アジア経済研究所法

第十章 アジア経済研究所法

第十一章 アジア経済研究所法

第十二章 アジア経済研究所法

第十三章 アジア経済研究所法

第十四章 アジア経済研究所法

第十五章 アジア経済研究所法

第十六章 アジア経済研究所法

第十七章 アジア経済研究所法

第十八章 アジア経済研究所法

第十九章 アジア経済研究所法

第二十章 アジア経済研究所法

第二十一章 アジア経済研究所法

第二十二章 アジア経済研究所法

第二十三章 アジア経済研究所法

第二十四章 アジア経済研究所法

第二十五章 アジア経済研究所法

第二十六章 アジア経済研究所法

第二十七章 アジア経済研究所法

第二十八章 アジア経済研究所法

項及び第二項の規定を除き、以下單に「出資者」という。)は、その持分を譲渡することができる。

2 出資者の持分の移転は、取得者の氏名又は名称及びその住所を出資者原簿に記載した後でなければ、研究所その他の第三者に对抗することができない。

(登記)

6 業務及びその執行に関する事項

4 公告に関する事項

九 定款の変更に関する事項

5 定款の変更是、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(登記)

8 公告に関する事項

九 定款の変更に関する事項

2 定款の変更是、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(登記)

八 公告に関する事項

九 定款の変更に関する事項

2 定款の変更是、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(登記)

(名称の使用制限)
研究所でない者は、アジア

経済研究所という名称を用いては
ならない。

(民法の準用)

第十九条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、研究所に準用する。

第二章 役員等

(役員)

第十二条 研究所に、役員として、
会長一人、所長一人、理事一人以内
及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第十三条 会長は、研究所を代表し、
その業務を総理する。

2 所長は、研究所を代表し、定款
で定めるところにより、会長を補
佐して研究所の業務を掌理し、会
長に事故あるときはその職務を代
理し、会長が欠員のときはその職
務を行なう。

3 理事は、定款で定めるところに
より、会長及び所長を補佐して研
究所の業務を掌理し、会長及び所
長に事故あるときはその職務を代
理し、会長が欠員のときはその職
務を行なう。

4 監事は、研究所の業務を監査す
る。

(役員の任命)
第十三条 会長、所長及び監事は、
通商産業大臣が任命する。
2 理事は、会長が任命する。
(役員の任期)
第十四条 会長、所長及び理事の任
期は、四年とし、監事の任期は、

二年とする。ただし、補欠の役員
の任期は、前任者の残任期間とす
る。

2 役員は、再任されることが可
能である。

(役員の欠格条項)

第十五条 次の各号の一に該当する
者は、役員となることができな
い。

1 国務大臣、国會議員、地方公
共団体の議会の議員又は地方公
共団体の長

2 政府又は地方公共団体の職員
(教育公務員で政令で定める者
及び非常勤の者を除く。)

(役員の解任)

第十六条 通商産業大臣は、会長、
所長又は監事が前条各号の一に該
当するに至つたときは、これを解
任しなければならない。

2 会長は、理事が前条各号の一に
該当するに至つたときは、これを
解任しなければならない。

3 通商産業大臣は、会長、所長若
しくは監事が心身の故障のため職
務の執行に堪えないと認めるとき
き、又は会長、所長若しくは監事
に職務上の義務違反その他会長、
所長若しくは監事たるに適しない
非行があると認めるときは、これ
を解任することができる。

4 会長は、理事が心身の故障のた
め職務の執行に堪えないと認める
とき、又は理事に職務上の義務違
反その他他理事たるに適しない非行
があると認めるときは、これを解
任することができる。

(職員の任命)

第十二条 研究所の職員は、会長が
任命する。

(役員及び職員の地位)

第十二条 研究所の役員及び職員
は、刑法(明治四十年法律第四十
五号)その他の罰則の適用につい
ては、法令により公務に従事する
職員とみなす。

(業務)

第三章 業務

第十二条 研究所は、第一条の目

る団体の役員となり、又は自営
利事業に従事してはならない。た
だし、通商産業大臣の承認を受け
たときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十八条 研究所と会長又は所長と
の利益が相反する事項について
は、会長及び所長は、代表権を有
しない。この場合には、監事が研
究所を代表する。

(参与会)

第十九条 研究所に、参与会を置
く。

(参与会)

2 参与会は、会長の諮問に応じ、
研究所の業務の運営に関する重要
事項を審議する。

3 参与会は、前項の事項に關し、会
長に意見を述べることができる。

4 参与会は、参与十五人以内で組
織する。

5 参与は、研究所の業務の適正な
運営に必要な学識経験を有する者
のうちから、通商産業大臣の認可
を受けて、会長が任命する。

6 参与の任期は、二年とする。

7 参与は、再任されることができる。

(職員の任命)

第十二条 研究所の職員は、会長が
任命する。

(事業年度)

第三章 財務及び会計

第十二条 研究所は、第一項の業務を妨げ
ない範囲内において、アジア地域
以外の地域の経済及びこれに関連
する諸事情について調査研究を行
なう、並びにその成果を普及する
ことができる。

(借入金)

第十二条 研究所は、毎事業年度、
毎年四月一日に始まり、翌年三月
三十一日に終わる。

(事業計画、資金計画及び収支予
算)

第十二条 研究所は、毎事業年度
開始前に、その事業年度の事業計
画、資金計画及び収支予算を作成
し、通商産業大臣の認可を受けな
ければならない。これを変更しよ

うとするときも、同様とする。
的を達成するため、次の業務を行
なう。

一 アジア地域の経済及びこれに
関連する諸事情に関する資料を
収集すること。

二 アジア地域の経済及びこれに
他の資料により調査研究を行
ない、又は現地調査を行なうこ
と。

三 前二号に掲げる業務に係る成
果を定期的に、若しくは時宜に
応じて、又は依頼に応じて、提
供すること。

四 前各号に掲げるもののほか、
第一条の目的を達成するため必
要な業務

5 参与は、研究所の業務の適正な
運営に必要な学識経験を有する者
のうちから、通商産業大臣の認可
を受けて、会長が任命する。

6 参与の任期は、二年とする。

7 参与は、再任されることができる。

(書類の送付)

第二十七条 研究所は、第二十四条
又は前条に規定する認可又は承認
を受けたときは、当該認可又は承
認に係る事業計画、資金計画及び
収支計算に関する書類又は貸借対
照表、損益計算書及び決算報告書
を出資者に交付しなければならな
い。

2 研究所は、第一項の業務を妨げ
ない範囲内において、アジア地域
商業大臣の認可を受けなければなら
ない。

3 研究所は、第一項の業務を妨げ
ない範囲内において、アジア地域
以外の地域の経済及びこれに関連
する諸事情について調査研究を行
なう、並びにその成果を普及する
ことができる。

(利益及び損失の処理)

第十二条 研究所は、毎事業年
度、経営上利益を生じたときは、
前事業年度から繰り越した損失を
うめ、なお残余があるときは、そ
の残余の額は、積立金として整理
しなければならない。

2 研究所は、毎事業年度、経営上
損失を生じたときは、前項の規定
による積立金を減額して整理し、
なお不足があるときは、その不足
額は、繰越欠損金として整理しな
ければならない。

(決算)
第二十五条 研究所は、毎事業年度
の決算を翌年度の六月三十日まで
に完結しなければならない。

(貸借対照表、損益計算書及び決
算報告書)

第二十六条 研究所は、毎事業年
度、貸借対照表、損益計算書及び
決算報告書を作成し、監事の意見
を附して、決算完結後二月以内に
通商産業大臣に提出し、その承認
を受けなければならない。

(書類の送付)

第二十七条 研究所は、第二十四条
又は前条に規定する認可又は承認
を受けたときは、当該認可又は承
認に係る事業計画、資金計画及び
収支計算に関する書類又は貸借対
照表、損益計算書及び決算報告書
を出資者に交付しなければならな
い。

2 研究所は、第一項の業務を妨げ
ない範囲内において、アジア地域
商業大臣の認可を受けなければなら
ない。

3 研究所は、第一項の業務を妨げ
ない範囲内において、アジア地域
以外の地域の経済及びこれに関連
する諸事情について調査研究を行
なう、並びにその成果を普及する
ことができる。

(利益及び損失の処理)

第十二条 研究所は、毎事業年
度、経営上利益を生じたときは、
前事業年度から繰り越した損失を
うめ、なお残余があるときは、そ
の残余の額は、積立金として整理
しなければならない。

2 研究所は、毎事業年度、経営上
損失を生じたときは、前項の規定
による積立金を減額して整理し、
なお不足があるときは、その不足
額は、繰越欠損金として整理しな
ければならない。

(借入金)

第二十九条 研究所は、通商産業大
臣の認可を受けなければならぬ。

臣の認可を受けて、短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(余裕金の運用)

第三十条 研究所は、業務上の余裕金については、銀行への預金若しくは郵便貯金又は信託会社若しくは信託業務を行なう銀行への金銭信託にするほか、これを他に運用してはならない。

(財産の処分等の制限)

第三十一条 研究所は、通商産業省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(役員の給与及び退職手当の支給の基準)

第三十二条 研究所は、その役員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

(通商産業省令への委任)

第三十三条 この法律及びこれに基づく命令に規定するもののほか、研究所の財務及び会計に関する必要がある。

な事項は、通商産業省令で定めること。

第五章 監督

(監督)

第三十四条 研究所は、通商産業大臣が監督する。

2 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるとが、研究所に対して、その業務に廻し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第三十五条 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、研究所に対して、その業務に關し報告をさせ、又はその職員に、研究所の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雜則

(出資者原簿)

第三十六条 研究所は、出資者原簿を備えて置かなければならぬ。

2 出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 出資の引受け及び払込みの年月日

三 出資額

(解散)

第三十七条 研究所は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に応じて分配しなければならない。

2 前項の規定により各出資者に分配することができる額は、その出資額を限度とする。

3 前二項に規定するもののほか、研究所の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第三十八条 通商産業大臣は、次の場合には、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第二十四条、第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十一條の認可をしようとするとき。

二 第二十六条又は第三十二条の承認をしようとするとき。

三 第三十一条又は第三十三条の通商産業省令を定めようとするとき。

(施行期日)

第七章 原則

(罰則)

第三十九条 第三十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第四十条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けたとき。

二 第八条第一項の政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十二条第一項及び第三項に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第三十条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十四条第二項の命令に違反したとき。

六 第四十一条第九条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

(附則)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(研究所の設立)

第二条 通商産業大臣は、研究所の会長、所長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された会長、所長又は監事となるべき者は、研究所の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ会長、所長又は監事に任命されたものとする。

第三条 通商産業大臣は、設立委員会を命じて、研究所の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、定款を作成して、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。

3 前項の認可があつたときは、財團法人アジア経済研究所(以下この条において「財團法人アジア経済研究所」といふ。)は、寄附行為で定めるところにより、設立委員に対し、研究所においてその一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができる。

2 設立委員は、前項の規定による申出があつたときは、逕済なく、通商産業大臣の認可を申請しなければならない。

3 前項の認可があつたときは、財團法人アジア経済研究所の一切の権利及び義務は、研究所の成立の

つたときは、通商産業大臣に対し設立の認可を申請しなければならない。

第五条 設立委員は、前条第二項の認可を受けたときは、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に對し、出資金の払込みを求めなければならない。

2 設立委員は、出資金の払込みがあつた日ににおいて、その事務を附則第二条第一項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならない。

3 設立委員は、出資金の払込みがあつた日ににおいて、その事務を附則第二条第一項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならない。

4 設立委員は、出資金の払込みがあつた日ににおいて、その事務を附則第二条第一項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならない。

5 設立委員は、出資金の払込みがあつた日ににおいて、その事務を附則第二条第一項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならない。

6 設立委員は、出資金の払込みがあつた日ににおいて、その事務を附則第二条第一項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならない。

7 設立委員は、出資金の払込みがあつた日ににおいて、その事務を附則第二条第一項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならない。

8 設立委員は、出資金の払込みがあつた日ににおいて、その事務を附則第二条第一項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならない。

9 設立委員は、出資金の払込みがあつた日ににおいて、その事務を附則第二条第一項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならない。

10 設立委員は、出資金の払込みがあつた日ににおいて、その事務を附則第二条第一項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならない。

11 設立委員は、出資金の払込みがあつた日ににおいて、その事務を附則第二条第一項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならない。

12 設立委員は、出資金の払込みがあつた日ににおいて、その事務を附則第二条第一項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならない。

13 設立委員は、出資金の払込みがあつた日ににおいて、その事務を附則第二条第一項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならない。

14 設立委員は、出資金の払込みがあつた日ににおいて、その事務を附則第二条第一項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならない。

15 設立委員は、出資金の払込みがあつた日ににおいて、その事務を附則第二条第一項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならない。

16 設立委員は、出資金の払込みがあつた日ににおいて、その事務を附則第二条第一項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならない。

17 設立委員は、出資金の払込みがあつた日ににおいて、その事務を附則第二条第一項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならない。

18 設立委員は、出資金の払込みがあつた日ににおいて、その事務を附則第二条第一項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならない。

19 設立委員は、出資金の払込みがあつた日ににおいて、その事務を附則第二条第一項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならない。

20 設立委員は、出資金の払込みがあつた日ににおいて、その事務を附則第二条第一項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならない。

時において研究所に承継されるものとし、財團法人アジア経済研究所は、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

4 前項の規定により財團法人アジア経済研究所が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(経過規定)

第九条 この法律の施行の際現にアジア経済研究所という名称を使用している者は、この法律の施行後六ヶ月以内にその名称を変更しなければならない。

2 第九条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者は、適用しない。

第十条 研究所の最初の事業年度は、第二十三条の規定にかかるらず、その成立の日に始まり、昭和三十六年三月三十日位に終わるものとする。

第十二条 研究所の最初の事業年度の事業計画、資金計画及び収支予算について、第二十四条中「毎事業年度開始前に」とあるのは、「研究所の成立後遅く」とする。

(登録税法の一部改正)

第十三条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「理化学研究所」の下に「アジア経済研究所」と、「理化研究所法」の下に「アジア経済研究所法」を加える。

(所得税法の一部改正)

第十三条 所得税法(昭和二十一年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

(法人税法の一部改正)

第十四条 法人税法(昭和二十一年法律第二十八号)の一部を次のよう改訂する。

(地方税法の一部改正)

第五条第一項第六号中「及び日本観光協会」を「日本観光協会及びアジア経済研究所」に改めることに改正する。

(地方法の一部改正)

第十五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改訂する。

(通商産業省設置法の一部改正)

第七十二条の五第一項第六号中「及び日本観光協会」を「日本観光協会及びアジア経済研究所」に改める。

(通商産業省設置法の一部改正)

第十六条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百五十五号)の一部を次のように改訂する。

(第一条第一項第十号の次に次の一号を加える。)

十の二 アジア経済研究所に関すること。

理由

アジア地域等の貿易の拡大及び經濟協力の促進に寄与するため、これらの地域の経済及びこれに関連する諸事情の調査研究等を行なう機関としてアジア経済研究所を設立し、その組織、業務、財務及び会計等に關する。

し定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

重油ボイラの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律案

重油ボイラの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律案

重油ボイラの設置の制限等に関する法律案

対する罰則の適用については、なほ従前の例による。

理由

最近の経済事情にかんがみ、重油ボイラの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の有効期間を昭和三十八年十月三十一日まで延長することと申します。またも海外依存度の高いわが国経済を、長くとも、小型ボイラーを同法の適用対象から除外する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○中村委員長

まず趣旨の説明を聴取ることにいたしました。原田政務次官。

○原田(憲)政府委員

ただいま議題とすることにいたしました。原田政務次官。

○原田(憲)政府委員

なりました減失鉱業原簿調製等臨時措置法を廃止する法律案について、その提案理由を御説明申し上げます。

○中村委員長

減失鉱業原簿調製等臨時措置法は、戦災によつて旧九州地方鉱山局及び旧東北地方鉱山局にあります鉱業原簿等が滅失し、鉱業に関する権利関係が不明確となつております。明確にするために昭和二十五年五月二十六日に制定されたものであります。

○原田(憲)政府委員

ここに、この法律を廃止する法律案を提出いたします次第であります。

○中村委員長

何とぞ慎重御審議の上、御賛同あら

最近のわが国経済が、高度の成長率を維持しつつ、かつ安定した発展をたどっていることは御存じの通りであります。政府といしましては、今後と並んで輸出努力による貿易の順調な拡大が存することは申しますでもあります。海外依存度の高いわが国経済を、長期間にわたつて拡大発展させるため、貿易拡大のための諸施策の実施に引き続き努力する所存であります。

ところで、最近における貿易自由化の傾向と特に欧洲に顕著な地域化の動向のもとにあって、わが国の貿易を拡大するためには、低開発地域、ことにわが国と地理的にも歴史的にも関係の深いアジア諸地域の経済開発への協力を促進することによつて、これら地域との経済交流の拡大をはかることが特にお重要であります。このためには、低開発地域の経済、なんばくアジア地域の経済開発に力を注ぐことが必要であります。しかるにわが国においても、この地域の経済開発に対する貢献が不十分であります。しかし開発地域の経済、なかんずくアジア地域の経済開発に対する貢献が不十分であります。しかるにわが国においても、この地域の経済開発に対する貢献が不十分であります。

さきましては、これら地域の経済に適切な判断を下すための基礎的かつ総合的な研究資料は整備されておりません。そのため、アジア地域に対する貿易の拡大あるいは経済協力の促進に当つては、從来から幾多の不便を感じておきました。

かかる情勢にかんがみ、とりあえず、財界、学界等各界からの要望に基づいて、一昨年十二月十九日財團法人としてアジア経済研究所を発足させ、かかる機関として長期的調査研究体制を確立し、その内容を拡充強化する。

この法律は、公布の日から施行する。附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に

化するため、同研究所を発展的に解消して政府が強力に援助する体制を整えるとともに、民間の出資を認め、政府の監督する特殊法人とすることとなりました。

この法案は、以上の経緯及び趣旨に従いまして、アジア地域等の経済及びこれに関連する諸事情について基礎的かつ総合的な調査研究を行ない、並びにその成果を普及し、もってこれら地域との貿易の拡大及び経済協力の促進に寄与することを目的としたとしてあります。

次に、この法案の要旨を御説明いたします。

まず第一に、アジア経済研究所の資金は、政府及び政府以外のものからの出資金の合計額とし、政府は一般会計から研究所の設立の際一億円を出資することにいたしました。

第二に、研究所の役員として、会長、所長、理事及び監事を置くことと臣が任命し、理事は会長が任命することといたしております。なお研究所の学識経験者の意見を取り入れるようにいたしました。

第三に、研究所の行なう業務であります、アジア経済研究所設立の目的に従いましてアジア地域の経済及びこれに関連する諸事情に関して、資料の収集、調査研究、現地調査及びそれらに遺憾なきを期した次第であります。

以上、簡単でありますが、この法律案及びその要旨を御説明いたしました。域以外の地域たとえばアフリカ、中南米等につしても調査研究及びその成果の普及等の業務を行なわせることといたしております。

第四に、研究所の財務及び会計であります。研究所の事業計画、資金計画、収支予算等につきましては、通商産業大臣の認可または承認を要することとしておりますが、これは研究所の業務の公共性によるほか、研究所の特殊法人としての性格上、政府以外の出資者の発言権が認められないため、通常産業大臣がこれらの者にかわり研究所の財務及び会計に関与する必要があること等の理由によるものであります。また、利益を生じた場合、これを配当することなく積み立てることとしまして、本研究所が當利を目的とするものではないことを明らかにすることにいたしました。

第五に、研究所は、通商産業大臣の監督を受け、通商産業大臣は、研究所に対して監督上必要な命令をなし、または報告を徵し、職員をして立ち入り検査ができることといたしました。

最後に、研究所の設立に関する事務は、通商産業大臣が任命する設立委員会に処理されることといたしましたが、設立にあたりまして財團法人アジア経済研究所は適正妥当なものであることが要望されますので、参与会を設け、広く研究所以の一切の権利義務を包括承継であります。

行なう業務は広範囲であり、その調査研究は適正妥当なものであることが要望されますので、参与会を設け、広く研究所以の一切の権利義務を包括承継であります。

以上、簡単にあります。この法律案及びその要旨を御説明いたしました。

第一類第九号 商工委員会議録第十号 昭和三十五年二月一日

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願ひいたします。次に議題となりました重油ボイラーやの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一項を改正する法律案について、その提案理由を御説明申し上げます。

重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律は、石炭鉱業合理化臨時措置法が制定されました際に、石炭と競合関係にある重油を使用するボイラーの設置を制限することによって、適正規模の需要を確保して石炭鉱業の合理化達成に寄与するため、昭和三十年に制定されたものであります。

自來五年間、石炭業界はその合理化のために努力を傾注いたして参りましたが、その間経済情勢の変動等の事情もあつて、必ずしも十分には所期の目標を達成し得ないうらみがありましたが、しかしながら石炭鉱業のわが国経済に占める重要性よりいたしまして、その合理化はこれを早急に達成すべき問題であると考えております。

今般、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正いたしまして、石炭鉱業の生産、流通両面にわたる合理化をさらに強力に推進して、昭和三十八年度に

研究所以の一切の権利義務を包括承継であります。

なつてきました調査研究業務の継続に支障を行ないます。さて、研究所の業務の運営に遺憾なきを期した次第であります。

以上、簡単でありますが、この法律案及びその要旨を御説明いたしました。第一類第九号 商工委員会議録第十号 昭和三十五年二月一日

○松平委員 前に満鉄に、東亜經濟研究所といつたかな。そういうものが、承知いたしておりませんが、承知いたしましたが、このためには、さらに一年間延長することといたしました。それで、勉強したいと思います。

○松尾(泰)政府委員 実は勉強不十分でございまして、私自身まだ見ていないのであります。さつそく調べます。

○松尾(泰)政府委員 実は勉強不十分でございまして、私自身まだ見ていないのであります。さつそく調べます。

○松尾(泰)政府委員 実は勉強不十分でございまして、私自身まだ見ていないのであります。さつそく調べます。

○松平委員 それでは、香港の新聞にこれを取り上げて、やはりにぎわしておる、そういう事実は御承知ございませんか。

○松平委員 それでは、香港の新聞にこれを取り上げて、やはりにぎわしておる、そういう事実は御承知ございませんか。

○松尾(泰)政府委員 それはそうあつてしかるべきだと思うのですが、当アジア経済研究所の業務は、アジア諸国との平和的かつ対等な立場での貿易の拡大がありますが、先ほども提案の理由で御説明を申しましたように、当アジア研究所がありました時代と今日の時代と、すっかり違うことも御存じの通りであります。先ほども提案の理由で御説明を申しましたように、当アジア研究所がありました時代と今日の時代と、すっかり違うことも御存じの通りであります。先般二月十七日であつたころは、昭和三十九年二月十七日であつたころは、中共側の新華社電に

おきまして、このアジアの経済研究所について、若干の質問をしたいと思うのです。先般二月十七日であつたころは、昭和三十九年二月十七日であつたころは、中共側の新華社電に

戦前における調査機関のいろいろな調査したものも若干残っていますし、また現在政府機関あるいはその他民間の機関にも調査資料が残っております。そういうものをまず最初にこのアジア経済研究所が中心になりまして集めまして、その足らぬところを現地へ行つて調べるというふうな実際の業務の、調査のやり方をするというふうに考えておるわけであります。今先生御指摘のように、過去の機関の研究調査考えておるわけであります。今先生御指摘の資料が海外に流れておる、そのうちでももちろん利用できるものがありますれば利用したい、こういうふうに考えております。

○松平委員 その外国へ持つていかれた日本の満鉄、東亜研究所などの貴重な資料を調査し、その返還を要請する、こうしたことなんだが、その返還を要請するというのは金で買つてくるのですか、それとも無償で相手に対し返還を求めるということであるのですか。

○松尾(泰)政府委員 そのときどきの事情にもよりましようが、われわれといたしましてはできるだけ費用のかからない方法でお願いして利用したい、こういうふうに考えております。

○松平委員 結局それではただで持つてくるということはできないだろうと思ふ。戦争も終わつておつて、その当時の責任の問題がすべて解決しているという状態にある。そういうものの返還を求めるということであるから、この返還といふことはすでにおかれておるというふうなお話でござかもこつちに権利があるようにな返還を要請するということをいつておる。

もし返還を要請するということではないとするならば、これは何か金で買ってくるということになるけれども、その予算なんかはできておりますか。

○松尾(泰)政府委員 今先生御指摘の文言は、アジア経済研究所の案内書に書かれてある文句だと思いますが、若干あるかと思うのであります。この返還を要請するというような文言は、私も表現が不適当かと思うのであります。運用といたしましては両方合わせて運用するというふうに建前としておきたいと思います。こういう両然たる区別をわれわれとしてはつけておりません。研究所としてはこういう書き方をいたしましたと見えますが、予算の建前といいたしましてはこういはつきりした格好になつておりますので、もしこのような方法で動かされているということになれば、われわれも少し調べてみたい、こう思つております。

○松平委員 今までの予算を見ると、そぞろに資料を購入するのに千二百万円ばかりかかるということであるが、国内で何か買ひ集めるといふ費用が九百万円で、外国のものを買つてみると、いうのが三百万円しかない。これはおかしいのじやないかと思うんだ。アジア経済研究所というならば、むしろ外國の資料をよけいに集めるといふことにしなければならぬと思うのだが、思ふの、一しかないということは、これは一体どうしたわけですか。

○松尾(泰)政府委員 今千二百万円の使つて、外國の資料を集める経費は三そでなくして国内の資料に三倍も金をかけておつたわけですか。

○松平委員 結局それはまだ申しあげた通りであります。研究所の設立法人が設立をいたしましてから早々でありますので、まだ何と申しますか、調査の途中の段階にあるものが大部分であります。世に発表されたものは比較的まだ少ないであります。調査月報を出しております。それに調査内容は発表いたしております。

○松平委員 月報を出したり、それが四カ月に一度ずつ各季の報告を出すのであります。従いまして、資料の収集にしましても、国内外的な調査資料の収集といふところがスタートとしては順序になるという点も御了解願えると思うのであります。従いまして、資料の収集にしましても、国外の方がもちろん重点ではございますが、設立早々初期の段階におきましては、やはり国内でまず散逸をしておる資料を収集するところに、やはり重点を置かれなければならぬということも御了解願えるかと思うであります。その意味で、

も、あるいは本年度、三十五年度の正式にアジア経済研究所になりましたの第一年度の段階におきましては、国内の資料収集というものが若干多い部分を占めるのではないかというふうに考えますが、原則としましては、国外の方に重点を置きたいといふように考えております。

○松平委員 それではこの案内書に書いてあることはうそですか。

○松尾(泰)政府委員 確かにこの案内書の中には、今先生御指摘のよくな書き方になつておりますが、これは少し正確ではないといふうに考えておりません。それは事業計画なり資金計画なりの面で、政府の補助金との調整といふものは十分にできますので、その範囲内において最小限度必要な監督をいたしたい、こういうふうに考えております。それは事業計画なり資金計画なりの面で、政府の補助金との調整といふものは十分にできますので、その範囲内において最小限度必要な監督をいたしたい、こういうふうに考えております。

○松平委員 今までこの研究所の研究した成果といふものは、どういう工合に利用をされておるのか。これは公表されておるものもあるだらうと思うんですが、どういうような手続で、どういうような出版によつて公表され、かつ利用されておるのか、そういうことをお伺いしたい。

○松尾(泰)政府委員 実は、まだ財团法人が設立をいたしましてから早々であります。従いまして、こういう機関の設立の初期の段階におきましては、どうしても国内的な調査資料の収集といふところがスタートとしては順序になるという点も御了解願えると思うのであります。従いまして、資料の収集にしましても、国外の方がもちろん重点ではございますが、設立早々初期の段階におきましては、やはり国内でまず散逸をしておる資料を収集するところに、やはり重点を置かれなければならぬということも御了解願えるかと思うであります。その意味で、報といふものを出しておるのであります。

○松平委員

この案内書によりますと、資料の英文の報告書を出すといふことになつておるようあります。が、この英語の報告書というのは、どういふ必要で出すんですか。

○松尾(泰)政府委員 英語の方は、まだ実はやつておりませんが、こういうふうな報告書が必要なことになります。

調査の性格上、やはり英文にいたしましたして、海外にも広く御利用願うのがよからうというだけのことあります。まず国内で使うといふことが、もちろん先決といふふうに考えております。

○松平委員 国内で使うことが先決であることはもちろんであります。が、英語はどうしてもそういう報告書が必要なんですか。海外で使うといふことは、海外の人が便利になるといふことはあります。が、これは日本の機関で、日本の予算をもつて運営をされておる機関であると思う。そういうものが、外国人のために便利になるような報告書をどうして出すんですか。

○松尾(泰)政府委員 調査の主要地域が東南アジアでござりますし、調査をする段階におきまして、それぞの調査の結果を交換するといふふうな場合があります。が、東南アジアであります。また双方の調査を東南アジアであります。が、東南アジアであります。要するに外國語の版が必要に応じて出そら、こういう考え方であります。

○松平委員 そうすると情報の交換をやるといふふうな考え方もあるわけであります。そういうことは業務の中にございますか、これは日本の一般の民間の者が資料を見て、経済活動をする便を得たいといふのであるとと思うのであって、日本人以外の者がこれを利用する

しようとしてまいと、それは勝手だろ

と思う。翻訳するのだったら向こうが翻訳すればいい。それを日本の機関がわざわざ英文に翻訳して、そういう人たちに配る義務があるのですか。

○松尾(泰)政府委員 そういう義務は所が漸次充実をするに従いまして、そ

うような考え方方はどうもいたしておりません。

○松平委員 充実するために英文の報告書を出す方がいい、こういうお話をんだが、何の目的で出すのですか、英文の報告書はどういう目的で出すのですか。

○松尾(泰)政府委員 調査をいたしましたその内容が、インドネシアであるとか、インドであるとか、要するに東南アジアであるわけでありますので、もちろん主体はわれわれ日本側で利用するといふことではございますが、彼らもまた関心を持っておるわけであります。必要に応じてそれを利用されると、いふことも経済協力の一環ではあります。が、東南アジアであります。アシアの諸国に披露するといふふうに考えております。

○松平委員 必要に応じて出すなら話はわかるのです。どの調査については必要だからといって出すなら話はわか

ります。が、東南アジアであります。が、双方の経済提携にとって非常に有益でありますので、要するに外國語の版が必要に応じて出そら、こういう考え方であります。

○松平委員 そうすると情報の交換をやるといふふうな考え方もあるわけであります。そういうことは業務の中にござりますか、これは日本の一般の民間の者が資料を見て、経済活動をする便を得たいといふのであるとと思うのであって、日本人以外の者がこれを利用する

上げましたように、必要に応じてやる

といつづりなんであります。その必

要に応じてをやるようなことになれば

眠、それからカスピ海、コーカサス、

黒海、ダーダanelス海峡、ボスボル

ス海峡、地中海まで、これが西側ヨー

ロッパとの境界であります。それから、

アフリカとの境界は、現在はスエズ、

紅海を結ぶ線であります。その線か

らこちら側を一応考えております。

○松平委員 この計画によりますと、和文は月刊で出す、英文は季刊で出す、季刊というのは四ヵ月に一ペんなんです。そういう計画になつて、いるのです。必要に応じて出すなら何も定期的に出す必要はないのです。そこで、その

テーマ、テーマによつて出せばいいと

私は思うのですが、一体そういうよ

うな計画をさせておいていいのですか、和文は月刊で出してよろしい、英文は季

刊で出す、そういうよな英文の出版物を、この機関がどうしてやる必要が

あるかということを伺つておるわけ

です。あなたの今の答弁は、それをよく理

解しておらないようなんですね。必要に応じて出すならないが、不必要なものを

出すから私はいかぬと言つておる。そ

の計画はやめさせたらどうなんですか。

○松尾(泰)政府委員 まだ英文の方は発行いたしておりませんので、今もお

答えを申し上げましたように、必要に応じてやるべき性格のものだと思っております。まだこれは出しておりませ

ます。が、東南アジアであります。が、東

なからうかといふふうに考えておりま

す。

○松平委員 必要に応じて出すなら話

はわかるのです。どの調査について

必要だからといって出すなら話はわか

ります。が、東南アジアであります。が、

双方の経済提携にとって非常に有益でありますので、要するに外國語の版が必要に応じて出そら、こういう考え方であります。

のアシアを見ているようであります。も含めて考えております。

○松平委員 中共については、こうい

う国家機関ともいべき特殊法人の調

査人員というのが、一体行って調査

をしたり資料を集めたりすることは可

能であるかどうか、それはお考えに

なつておりますか。

○松尾(泰)政府委員 中共のみならず

共産圏一般につきましては、在外公館

のよななものと、それから民間的な機

関の調査の難易につきましては、前

者の方がやさしい、民間的な機関に

おきましては非常にやりにくいとい

うこととも十分承知をいたしております。

たとえば、ジエトロのいたしまして

いろいろな市場調査をいたしまして

も、同様のことが言えるのであります

が、われわれといたしましては、今度

のアシア経済研究所は、いわば大部

分が政府出資であります。いわば半官

半民というよなものでありますので、

在外公館がいたします調査でできるもの

が政府出資であります。いわば半官

半民といふふうに考えております。

○松尾(泰)政府委員 中共に対しまし

ても、そういう人を派遣して調査がで

きます。が、それは本年度はどういうよ

うな計画になつておりますか。

○松尾(泰)政府委員 中共の対しまし

ても、そういう人を派遣して調査がで

きます。が、それは本年度はどういうよ

うな関係が御存じのよな関係でござい

ますが、さしあたりのところは、中共と

の関係が御存じのよな関係でござい

ます。が、中共といたしましては、三十五年

度は御存じのよな状況であるから中

共は含んでない、こういうお答えです

あります。

○松平委員 アジア地域において、い

ろいろな日本の民間側の調査研究機関

もあります。が、このアシアといふ範囲はど

うふうに思つておるのです。その中で政府

から補助金をもらつておる研究所とい

うものは、アシア経済研究所のほかに

どういうもののがござりますか。

○松尾(泰)政府委員 ただいまのことろ補助金をもらつておる他の調査機関といいますと、ちょっと資料が整つておりますので、もう少し調べました上でお答えいたしたいと思います。

○松平委員 それはきわめて不勉強じやないかと思うのです。同じ政府の中では、これだけの基金も出し、運営費も出してやるものを作つて総合的に研究していくこう。こういう考え方である。一方において、なおほかにも政府の補助金なり何なりをもらつておる研究所があるとするならば、これはどうも統一的な考え方方に相反するのではないかと思うのですが、それをなおかつ政府当局が知らぬというのはおかしいと思うのだな。これは至急調べてもらいたいのですが、いつわかりますか。

○松尾(泰)政府委員 この基礎的な、総合的な調査機関としては、補助金をもらつておる調査機関は本機関のほかにはないわけであります。先生のお尋ねはそうじやなしに、何がしかともかく補助金をもらつておる機関はほかにあるんじゃないかというお尋ねかと思ひます。ちょっと今のところ調査が十分でございませんので、早急に調べましてお答えいたします。

○松平委員 それじゃ私から申し上げますと、現在中国研究所といふのがあります。主として中共のことについていろいろ研究をして、いろいろな資料を出しておる。この中国研究所は民間学術研究機関としての補助金を受けたおられます。また科学研究費といふものの中からも補助金を百二十万円受けておるし、アジア地域における社会経済構造の研究ということで、資料購入費その他について百五十万円の補助金を

受け取る。合計しましてやつぱり五百円程度の補助金を受けておるわけあります。こういふものが一方におりませんので、もう少し調べました上でお答えいたしたいと思います。

○松平委員 それはきわめて不勉強じやないかと思うのです。同じ政府の中でも、これだけの基金も出し、運営費も出してやるものを作つて総合的に研究していくこう。こういう考え方である。一方において、なおほかにも政府の補助金なり何なりをもらつておる研究所があるとするならば、これはどうも統一的な考え方方に相反するのではないかと思うのですが、それをなおかつ政府当局が知らぬというのはおかしいと思うのだな。これは至急調べてもらいたいのですが、いつわかりますか。

○松尾(泰)政府委員 お説の通り各種の政府機関ももちろんあらうかと思ひます。従いましてこの法律の第一条の目的にもありますように、このアジア経済研究所は基礎的かつ総合的な調査研究を行なうというのがその特色であるわけであります。従いましてその他いろいろの研究所の研究の結果も全部収集をいたしまして、また分析をいたしまして、その足らざることを研究をするというふうにしていくわけであります。決して同じような調査をいろいろな機関でやるというふうには考へておりません。そのため調査機関

が、中国の研究については今まで補助金をもらつてやつておったのは中国研究所だけなんです。そこでこの二つはあって、これとあなたの方のアジア経済研究所といふものは一体どういうふうにタイアップしていくのか、同じく政府の補助金なんです。それをばらばらで研究していくといふようなことではちょっとおかしいと思うんだが、これはやはり研究会議なり何なりを開いてやるということでなければ、予算をただばらばらに使つてしまふというだけでは——これについてはどういうふうにお考えですか。

○松尾(泰)政府委員 お説通り各種の政府機関ももちろんあらうかと思ひます。従いましてこの法律の第一条の目的にもありますように、このアジア経済研究所は基礎的かつ総合的な調査研究を行なうというのがその特色であるわけであります。従いましてその他いろいろの研究所の研究の結果も全部収集をいたしまして、また分析をいたしまして、その足らざることを研究をするというふうにしていくわけであります。決して同じような調査をいろいろな機関でやるというふうには考へておりません。そのため調査機関

が、中国の研究については今まで補助金をもらつてやつておったのは中国研究所だけなんです。そこでこの二つはあります。こういふものが一方におりませんので、もう少し調べました上でお答えいたしたいと思います。

○松尾(泰)政府委員 これまでの財団法人の段階におきましては、まだ人員も非常に不足でございますので、中国の研究にまで手が回っておりません。

従いましてこれまでのところは中国研究所とは連絡をしたことはないようですが、今後充実するにつれま

で、調査研究を特に目的とする役所をいたしておる個人に調査を委託したのであります。ことに従来は財團法

の研究にまで手が回っておりません。

従いましてこれまでのところは中国研究所とは連絡をしたことはないようですが、今後充実するにつれまして、この中国研究所とも十分連絡を

して、そして調査のダブルないよにいたしたい、こう思います。

○松平委員 昭和三十四年にはあるよう思ひますが、それはここにやはり中國の財政構造についてといふのに対する研究を行なうのがその特色であるわけであります。従いましてその他いろいろの研究所の研究の結果も全部収集をいたしまして、また分析をいたしまして、その足らざることを研究をするというふうにしていくわけであります。決して同じような調査をいろいろな機関でやるというふうには考へておりません。そのため調査機関

が、中国の財政構造についてといふのに対する研究を行なうのがその特色であるわけであります。従いましてその他いろいろの研究所の研究の結果も全部収集をいたしまして、また分析をいたしまして、その足らざることを研究をするというふうにしていくわけであります。決して同じような調査をいろいろな機関でやるというふうには考へておりません。そのため調査機関

が、中国の財政構造についてといふの

に対する研究を行なうのがその特色であるわけであります。従いましてその他いろいろの研究所の研究の結果も全部収集をいたしまして、また分析をいたしまして、その足らざることを研究をするというふうにしていくわけであります。決して同じような調査をいろいろな機関でやるというふうには考へておりません。そのため調査機関

が、中国の財政構造についてといふの

に対する研究を行なうのがその特色であるわけであります。従いましてその他いろいろの研究所の研究の結果も全部収集をいたしまして、また分析をいたしまして、その足らざることを研究をするというふうにしていくわけであります。決して同じような調査をいろいろな機関でやるというふうには考へておりません。そのため調査機関

が、中国の財政構造についてといふのに対する研究を行なうのがその特色であるわけであります。従いましてその他いろいろの研究所の研究の結果も全部収集をいたしまして、また分析をいたしまして、その足らざることを研究をするというふうにしていくわけであります。決して同じような調査をいろいろな機関でやるというふうには考へておりません。そのため調査機関

が、中国の財政構造についてといふのに対する研究を行なうのがその特色であるわけであります。従いましてその他いろいろの研究所の研究の結果も全部収集をいたしまして、また分析をいたしまして、その足らざることを研究をするというふうにしていくわけであります。決して同じような調査をいろいろな機関でやるというふうには考へておりません。そのため調査機関

が、中国の財政構造についてといふの

に対する研究を行なうのがその特色であるわけであります。従いましてその他いろいろの研究所の研究の結果も全部収集をいたしまして、また分析をいたしまして、その足らざることを研究をするというふうにしていくわけであります。決して同じような調査をいろいろな機関でやるというふうには考へておりません。そのため調査機関

ものを——財産を譲り渡しましたは担保に供する場合には、通産大臣の認可になつておりますが、これを全部とまかし財産につきましてでも認可主義をとる必要はございません。そこで重要な財産の範囲をきめる通産省令、もう一つは同じような趣旨の財務会計に関する規定として、貸借対照表の作成の方法とかいろいろな手続的なことだけを省令で定めるつもりであります。その他この機関の運営に関する重要な事項を、政令、省令にまかしておるものではございません。

○松平委員 外務大臣に質問をしたいことが一つ残つておるわけであります。が、明日でも外務大臣の都合を聞いていただいて、一つ審議をしていただきたい。それを私は留保したいと思うのであります。が、それによつて、きょうはこれで終わりにしたいと思います。

○中村委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は明日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十四分散会